

地元の電気工事業者をお探しの皆さまへ!!

EV充電用コンセント工事の電気工事業者探しでお困りの方は

EV充電設備設置

# EV工事プロ

にお任せください!!

専用サイトで業者をご案内

## Point 1

### 業界最大級の業者ご案内数

※当組合調べ

- 全国4,000社<sup>※</sup>の業者掲載数!! (2023年4月現在)  
※掲載業者数は順次拡大中です。
- ご自宅の最寄りの業者を探せます。
- 複数の業者からご自身で選択できます。

地元の業者に任せて安心!!



## Point 2

### お客様と業者の直接取引

- サイトを利用することによる手数料<sup>※</sup>の施工価格への上乗せはありません。  
※当サイトでは、組合加盟業者の「ご案内」に徹しており、仲介業務やパートナー企業制等の収益化は行っておりません。
- お客様と業者との直接の商取引です。

直接取引ならではのメリット



## Point 3

### 建物全体を施工できる業者

- 建物の新築施工(電気工事)の実績がある業者をご案内します。
- 建物全体の配線経験があります。

建物全体の施工経験をもとに施工

## Point 4

### 保険加入業者

- 第三者損害賠償保険に加入している業者をご案内します。
- 施工に伴う損害には、加入保険も活用し補償できます。

あってはならないことですが、  
万が一の事故の際に安心



地元密着  
街の電気工事店

EV工事プロを専用サイトでご案内 (ご利用方法は裏面をご参照ください)

EV充電設備設置 EV工事プロ

全日本電気工事業工業組合連合会加盟企業

全日本電気工事業工業組合連合会

東京都港区芝2-9-11 HP: <https://znd.or.jp/>



各都道府県電気工事(業)工業組合



# EV充電設備設置 EV工事プロ

## EV工事プロのご案内 専用サイトのご利用方法

～ サイトに掲載の「利用規約」をご確認・同意の上、ご利用をお願いします。～

### STEP 1

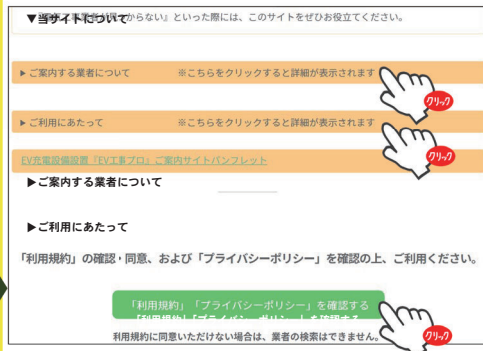


●上記のQRコードから専用サイトにアクセスしてください。下記のURLからでもアクセスできます。

URL : [jeef.jp/ev/](http://jeef.jp/ev/)

●検索サイトで「全日電工連」と検索いただき、全日本電気工業工業組合連合会のホームページからもアクセスすることができます。

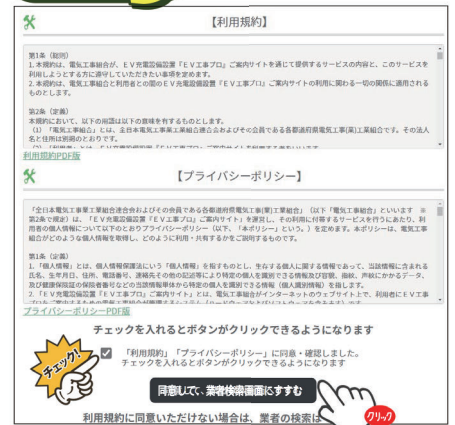
### STEP 2



●専用サイトのトップページが開きましたら、「ご案内する業者について」・「利用にあたって」等の注意事項を確認してください。このトップページでは、利用規約の内容を簡潔にまとめてあります。

●次に『「利用規約」「プライバシーポリシー」を確認する』に進んでください。

### STEP 3



●「利用規約」「プライバシーポリシー」を充分にご確認いただき、同意いただけましたら、チェックを入れて、次に進んでください。  
※リンクからPDFデータでもダウンロードできます。  
●「利用規約」に同意いただけない場合は、ご利用いただけません。

### STEP 4



●EV充電設備の設置先の都道府県をクリックしてください。



●選択した都道府県内の登録されている業者一覧が、業者住所の市区町村名アイウエオ順で表示されます。  
▶設置先近隣の業者をご確認ください。

### STEP 5

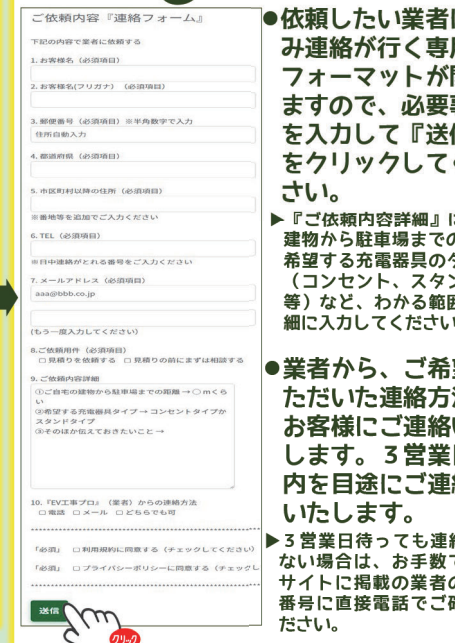


●業者名をクリックすると業者の詳細情報を確認できます。



●依頼したい業者が決まりましたら、該当の業者紹介ページの下部にある『この業者に依頼する』をクリックしてください。

### STEP 6



●依頼したい業者にのみ連絡が行く専用のフォーマットが開きますので、必要事項を入力して『送信』をクリックしてください。

▶『ご依頼内容詳細』には、建物から駐車場までの距離、希望する充電器具のタイプ(コンセント、スタンド型等)など、わかる範囲で詳細に入力してください。

●業者から、ご希望いただいた連絡方法で、お客様にご連絡いたします。3営業日以内を目途にご連絡をいたします。

▶3営業日待っても連絡が来ない場合は、お手数ですがサイトに掲載の業者の電話番号に直接電話でご確認ください。

### 利用規約の一部抜粋

第4条 (EV充電設備設置『EV工事プロ』ご案内サイトの利用における電気工事組合の役割)

- 電気工事組合は、ご案内サイトにより、充電設備施工等に対応できる電気事業者の情報を提供します。しかし、電気工事組合は、充電設備施工等契約の当事者となるものではなく、利用者およびEV工事プロの代理人となったり、仲介・斡旋を行うものではありません。
- 電気工事組合は、充電設備施工等を行う物件の住所、時期、内容その他の事情によりEV工事プロが対応できない場合があり、契約の成立を保証するものではありません。

第5条 (充電設備施工等の契約)

- 充電設備施工等の契約は、利用者とEV工事プロとの間の直接契約になります。
- 充電設備施工等の契約の内容には、電気工事組合は関わりません。したがって、充電設備施工の契約により発生した問題は、当事者間で解決していただくことになります。
- 技術的な問い合わせは、利用者が選択したEV工事プロに、直接お問い合わせください。